

新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

新型コロナウイルス感染症と診断された学生・教職員は、一定期間登学・出勤をせず、自宅療養※してください。

※自宅療養中の取扱いについては、学生は各学部の学務係及び学務課（正規課程以外の留学生は学生・留学生支援課）へ連絡してください。教職員は就業禁止（有給）となります。

登学や出勤を控える期間は「発症から5日間が経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで」となります。発症日を0日目（無症状の場合は、検体採取日を0日目）として5日が経過し、かつ症状軽快後1日経過すれば登学・出勤可となります（下図参照）。ただし、発症後10日間が経過するまではウイルスを排泄している可能性があり、未だ周囲の方に感染させる可能性がありますので、登学・出勤再開後も必ずマスクを着用し、周囲の方と近くで話をするのは控え、会食は避けてください（食事は一人でするようにしてください）。学生はサークル活動も控えてください。

また、高齢者等ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問は避ける等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。



* 5日目になっても症状が続いている場合は、熱が下がり、痰やのどの痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは人との接触は避け、登学や出勤を控えてください。症状が重い場合は医療機関に相談してください。

実習等で挟間キャンパスに行く学生や挟間キャンパスにも勤務する教職員は、医学部の指示に従ってください。寮生については、療養期間中はコインランドリーの使用を控えてください。